

農地中間管理事業における賃料取扱要領

制 定 令和2年3月5日

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）が行う農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号 以下「法」という。）第2条第3項第1号および第2号に掲げる業務に伴う権利設定の賃料（金銭に限る。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において賃料とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による「農用地利用集積計画」（以下「集積計画」という。）および法第18条の規定による「農用地利用配分計画」（以下「配分計画」という。）に記載された借賃に基づき計算された年間の借地料とする。

(賃料の計算)

第3条 賃料の計算は、農地の筆単位の農地面積（登記面積または賃料算出面積）に借賃を乗じ、1円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 賃料算定の基準日は9月1日とし、当該年の基準日時点の契約内容に基づき計算するものとする。なお、この場合、日割り計算は行わないものとし、基準日以降の契約に係る賃料は原則として翌年以降から適用する。

(賃料の引き落とし)

第4条 配分計画の権利の設定を受ける者（以下「耕作者」という。）からの賃料の引落日は、1月15日（当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日）とする。

2 前項の引落日に所定の金額が引き落とせない場合は、11月末日に再度、引き落としを行うものとする。

(遅延損害金)

第5条 前条第2項の引き落としができなかった場合は、支払期限を指定し、別に定める率を乗じて算出した遅延損害金（以下「損害金」という。）および督促手数料200円を加算して耕作者に督促通知するものとする。なお、この場合の振込手数料は、耕作者の負担とする。

2 損害金は、耕作者毎に計算するものとし、前条第1項の引落日の翌日から起算するものとする。ただし、前条第2項の引き落としには、前項の規定は適用しないものとする。

3 損害金の額を計算する場合においては、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の端数計算に準じ、その計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるとき、またはその額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

4 損害金に100円未満の端数があるときはその端数を、またその損害金が1,000円未満であるときはその全額をそれぞれ切り捨てるものとする。

(賃料の振込み)

第6条 集積計画の利用権を設定する者（所有者）への賃料の振込日は、12月20日（当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日）とする。

- 2 基金の責めによらず、前項の振込日から1年が経過し、かつ、翌年の賃料も振込みできないと判断した場合は、その賃料を供託するものとする。
- 3 前項の場合において、遅延損害金が発生したときは民法（明治29年法律第89号）第404条第2項の法定利率を乗じて算出するものとし、端数の処理については前条第3項の規定によるものとする。
- 3 供託した賃料に係る債務が消滅した場合は、基金は供託物払渡請求書により供託金の取戻しを行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、賃料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に生じる賃料から適用する。

この要領は、令和2年5月13日から施行し、同日以後に生じる賃料から適用する。